

社会福祉法人 志賀福祉会

近江舞子しょうぶ苑 (介護予防) 短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 志賀福祉会（以下「本会」という）が設置する近江舞子しょうぶ苑短期入所生活介護（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅（介護予防）サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護（介護予防）支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、

必要な援助に努めるものとする。

6. 前5項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第15号)、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第16号)に定める内容を遵守し、事業を実地するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする

- (1) 名称 近江舞子しょうぶ苑 短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 滋賀県大津市南小松90番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 近江舞子しょうぶ苑 (介護予防) 短期入所生活介護事業所 (以下「当事業所」という) に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名：(併設の介護老人福祉施設を兼務)
管理者は、当事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、業務従事者にこの規程を遵守させるために、必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名：(併設の介護老人福祉施設を兼務)
医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導に従事する。
- (3) 生活相談員 1名以上：(併設の介護老人福祉施設を兼務)
生活相談員は、事業所に対する(介護予防)短期入所生活介護の利用申込に係る調整、利用者又はその生活相談、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整に従事する。
- (4) 介護・看護職員：(併設の介護老人福祉施設と兼務、空床分を含む)
人員配置上必要とされる数(定員70名〔内、短期入所20名〕)に対する3:1以上
24名(内、看護職員3名)以上
介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
看護職員は、利用者の看護、健康管理等に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上：(併設の介護老人福祉施設・看護師を兼務)
機能訓練指導員は、利用者の生活を通じた機能訓練等に従事する。
- (6) 管理栄養士 1名：(併設の介護老人福祉施設を兼務)
管理栄養士は、利用者の食事の献立作成及び給食業務に従事する。
- (7) 調理員 4名以上：(併設の介護老人福祉施設と兼務、業務委託による)

調理員は、給食業務等の業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 年間を通じて休日を設けない。

ただし、相談窓口は月～金曜日の8:30～17:30とする。

(2) 営業時間 24時間体制とする。ただし、利用者の入所受入時間は、施設が送迎する場合は原則として、月曜日から金曜日までの10:00～17:30までとする。

(家族が送迎する場合は、その限りではない)

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用者の定員は20名とする。また、併設の介護老人福祉施設の定員内における空床利用を可能とする。

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、その1割、2割または3割の額とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2. 前項のほか、利用者より次の支払いをうけることとする。

(1) 食費

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
従来型多床室	1,800円	1,360円	1,030円	600円	300円

※食費の内訳（1日）朝食320円・昼食740円・夕食740円

(2) 居住費（滞在費）

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
従来型多床室	940円	530円	430円	430円	0円
従来型個室	3,210円	980円	880円	480円	380円

(3) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く）

(4) 理美容代

(5) おやつ代 130円

(6) (介護予防) 短期生活介護の提供において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担を求める事が適当と認められる費用

(7) 複写物の交付（10円/1枚）複写物を必要とする場合の費用

(8) 証明証の交付 1通 100円

①通常の実施地域を越える地点から居宅まで２０km未満（片道）	５００円
② 〃 ２０km以上４０km未満（片道）	１，０００円
③ 〃 ４０km以上１０kmごとに加算額（片道）	５００円
④有料道路利用料金	実費

4. 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

①利用開始日の午前８時３０分までに連絡をいただいた場合 キャンセル料は不要
②ご利用時まで連絡がなかった場合 利用料金相当額の１０％

(3) 利用者の起床、就寝、食事時間は原則としては次のとおりとする。

	時 分
起床	6 : 3 0 ~
朝食	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0
昼食	1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 4 5
夕食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0
就寝	2 1 : 0 0 ~

(8) 必要に応じて、医師または看護職員の指導に基づく機能訓練の実施を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、大津市（和辻・真野・堅田地域包括支援センター担当エリア）、高島市（旧高島町・旧安曇川町）とする。

(心身の状況等の把握)

第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又はサービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

((介護予防) 短期入所生活介護計画)

第11条 管理者は、4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況および利用者または家族の希望を踏まえ、提供する介護の目標、当該目標を達成するための具体的な介護提供内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2.（介護予防）短期入所生活介護計画は、既に（介護予防）居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
3. 管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、いずれかの同意を得るものとする。
4. 管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は事業所を利用するに当たっては、医師の診療状況や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用に心がける。

ただし、居宅介護支援サービス（介護予防支援サービス）の提供を受けている場合は、この情報提供について担当介護支援専門員を経由しても差し支えない。

2. 利用中に、医療等の必要が生じた時は、家族又は担当介護支援専門員に連絡し対応を協議する。ただし緊急の時は、連絡が事後となる事もある。また、その後の対応は家族で行う。

(事故又は緊急時等における対応方法)

第13条 事業所に勤務する従事者は、事業実施中における利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに連帯保証人または緊急連絡先及び主治医等に連絡する。

(損害賠償)

第14条 事業所が、利用者に介護を提供する上で、介護保険法令、その他関係法令に違反し、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合、事業所は利用者に対し損害を賠償する義務を負う。
但し利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められるときは、損害賠償額を減じることができるものとする。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 利用者は故意又は過失によって、施設（設備及び備品を含む）に損害を与え無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画、災害及び地震等の災害に対処する計画を作成し防火管理者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
2. 非常災害等の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
2. 事業所は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した事業に係る利用者からの苦情について迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を考慮して必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(人権の擁護・虐待の防止)

第20条 管理者は、設置者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修の機会を確保することを規定する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について通所介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的かつ計画的に実施する。

(業務継続計画策定)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとし、定期的に見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修等)

第22条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を確保する。その際、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての注意事項)

第23条 事業所は、従事者の質的向上をはかるための研修の機会を設け、また常に業務体制を整備する。

2. 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動にあつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、定期的に必要な研修に努める。
3. 事業所は、(介護予防) 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
4. 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
5. 従事者は、従事者でなくなった後においても利用者またはその家族の秘密を守るべき旨に従業者との契約の内容とする。
6. 事業所は、自らその提供する(介護予防) 短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
7. 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員でないこと。また暴力団員の支配を受けてはならない。
8. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 志賀福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

《附則》

この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１３年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１６年１２月　１日から施行する。
この規程は、平成１７年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成２０年　２月１４日から施行する。
この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２２年　９月２４日から施行する。
この規程は、平成２３年１２月２０日より施行する。
この規程は、平成２４年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２４年　４月１１日より施行する。
この規程は、平成２５年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２７年　８月　１日より施行する。
この規程は、平成２８年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２９年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２９年　５月３０日より施行する。
この規程は、平成３１年　３月　１日より施行する。
この規程は、令和　１年　７月　１日より施行する。
この規程は、令和　１年１２月　１日より施行する。
この規程は、令和　２年　４月　１日より施行する。
この規程は、令和　２年　９月１８日より施行する。
この規程は、令和　３年　８月　１日より施行する。
この規程は、令和　３年１２月　１日より施行する。
この規程は、令和　４年１０月　１日より施行する。
この規定は、令和　６年　４月　１日より施行する。
この規定は、令和　７年　７月　１日より施行する。
この規定は、令和　７年１２月　１日より施行する。
この規定は、令和　８年　８月　１日より施行する。